

江戸川学園取手中・高等学校

校 訓



本校の教育

本校は上記の校訓に基づき、将来、世界を築く礎と成る人材の育成を目標とし、「規律ある進学校」の確立に努めます。

1 誠 実

何事に於いても、誠心誠意をもって取り組む心を大切にすることに依り、知者は惑うことなく日々の向上を目標とします。

2 謙 虚

克己心を養うことに依り、正しく教わることを旨として、仁者は憂うことの無い学生生活をめざします。

3 努 力

不断の訓練と学習に依り、勇者は何事にも懼れない心と体力を養い、心身共に切磋琢磨することを目的とします。

「心豊かなリーダーとなるための心構え」

5つの心の誓い

- ① 常に感謝の気持ちを持つこと。
- ② 人への思いやりの心を持つこと
- ③ 運動に勉強に一生懸命努力すること。
- ④ 夢に向かって、忍耐の心を持つこと。
- ⑤ 人として正しくない行いをしないこと。

実践五項目

- ① 挨拶を正しく行いましょう。
- ② 制服に誇りを持ち、きちんと着用しましょう。
- ③ 悪い言葉は遣わないようにしましょう。
- ④ 相手を呼ぶ時は「君・さん付け」をしましょう。
- ⑤ できるだけ徒歩通学をしましょう。

生徒心得（抜粋）

1 本校生としての心得

江戸川学園取手中・高等学校の生徒は、「規律ある進学校」の生徒としての自覚を持ち、校則を守り、社会のルールに従い、自己の目標を達成するために克己心を養い、充実した生活を送るように努めること。なお、この生徒心得やその他の規則に反する行為、その他問題行動等が発覚した場合は、必要に応じて保護者等に連絡の上、該当生徒は指導（懲戒）の対象とする。

2 いじめ・金品強要及び窃盗・暴力行為・器物損壊行為の禁止

本校において、上記項目についてはいかなる理由があっても許すことのできない禁止事項である。特にいじめについては本校「いじめ防止基本方針」に基づき、厳格に対応する。いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりえることを踏まえ、「いじめを許さない江戸取生に！」というスローガンのもと、いじめの起こらない良好な友人関係の形成に努めること。万が一、いじめの被害に遭った場合やいじめを認知した場合には、早期に信頼できる人に相談すること。

3 服装・所持品

(1) 学校生活においては、原則本校指定の制服・学校規定品を着用、または使用すること。

○登校日ではない土・日・祝日等に自習や部活等で登校する際も、原則本校指定の制服・学校規定品を着用・使用すること。

○制服・学校規定品の着用・使用について、夏服・冬服の時期の指定を設けない。（正装時は除く）

○5月1日から10月31日までを「クールビズ期間」とし、ノーネクタイ・ノーリボン、ポロシャツの着用を認める。（正装時は除く）

(2) 生徒は清潔感を第一にし、適切な大きさの制服を正しく着用すること。

・ネクタイ・リボン着用時はワイシャツ・ブラウスの第一ボタンを留めること。

・スカート丈は、膝の中央（及び膝裏の線）を基準とする。

・女子はブラウスの上に、ベストもしくはセーターを着用すること。

(3) 入学式・卒業式・始業式・終業式等の式典時は正装とする。

(4) 学校規定品について

○通学鞆

・登下校においては、学校規定品の通学鞆を持参・使用すること。

・休日（登校日ではない土・日・祝日等）は部活用バッグのみでの登下校を認める。

○通学靴（学校規定品のローファー・ウォーキングシューズ）

・ローファーについては学校規定品に加え、同じ色・デザイン・ヒールの高さであれば類似品も認める。

・ウォーキングシューズについては、学校規定品のみとする。

○靴下（男子）

・学校規定品のマーク入り白ソックスを通年着用すること。

○靴下（女子）

・学校規定品のマーク入り白ソックス・ハイソックスを通年着用すること。（正装時の規定あり）

・年間を通じて黒色タイツ・素肌色タイツの着用を認める。

○スラックス（女子）

・年間を通じて学校規定品のスラックスの着用を認める。

・スラックス着用時はリボンもしくはネクタイ（女子用）のいずれかを着用すること。

※スカート着用時は、リボンのみとする。

○ポロシャツ

・着用期間は5月1日から10月31日までとする。（正装時は着用不可）

・ポロシャツ1枚のみでの着用を認める。

・裾はスラックスやスカートの中に入れること。

○その他の学校規定品

・校内では学校規定品の上履きを着用すること。

・体育時の服装及び体育館シューズ、グランドシューズは原則学校規定品を着用すること。

・通学時において学校推奨品コート（類似品可：紺色か黒色のダッフルコートもしくはピーコート）、学校規定品ウインドブレーカーの着用を認める。

(5) その他

・生徒同士での金品の貸借、物品の売買、おごり合い、賭け事は禁止する。

- ・携行品は、学校生活に必要なものに限ること。また、金銭の所持は必要最低限にすること。
- ・ピアスやネックレス等の装身具、スマートウォッチ等のウェアラブル端末の使用・着用・持ち込みは禁止する。

4 頭髪・身嗜み

頭髪は清潔に保ち、本校生らしい髪型にすること。(本校生らしい髪型とは奇抜なスタイルを避け、常に清潔に保ち、他者に不快感を与えないことをいう。)

- ・パーマ（アイロンやカラー等で髪を巻くことも含む）、脱色、染色は原則禁止。
- ・自然な状態で前髪は目にかからないこと。
- ・極端に眉を細くしたり、薄くしたり、剃りおとしたりしないこと。
- ・化粧、香水、マニキュア、色つきリップ、つや出しリップ、カラーコンタクト、タトゥー、ピアスホール等人為的に装飾等を施すことは禁止する。

〈男子生徒留意点〉

- ・髪は耳にかからないこと。
- ・襟足はブレザーにかからない程度とする。
- ・ひげを伸ばすことは禁止する。

〈女子生徒留意点〉

- ・髪のを結わせる場合は単色（黒、紺、茶色）のゴムで結わせること。
- ・髪留めを使う場合は単色（黒、紺、茶色）のヘアピンあるいはパッチン留めを使用すること。（バレッタ・シュシュ・ヘアバンド・リボン等は禁止）

5 礼儀・風紀

- (1) 本校生として相応しくない行為は禁止する。
- (2) 登下校時は、校門で立ち止まり一礼をしましょう。
- (3) 教職員・来校者に対し、また生徒間においても、気持ちよく挨拶をしましょう。

6 通学・登下校

- (1) 午前 8:30 までに登校すること。遅刻・欠席（早退・出席停止・忌引きも含む）する際は、保護者等が前もって学校に連絡しなければならない。また、速やかに届を提出すること。届の提出は状況により事後でも構わない。
- (2) 登下校の手段については以下の通りとする。
 - ・公共交通機関（バス・電車）
 - ・自家用車（保護者等の送迎）
 - ・徒歩
 - ・自転車
- (3) 徒歩通学について
 - ・JR 取手駅及び常総線寺原駅を利用して登下校する場合は、定められた経路に従うこと。(JR 取手駅及び常総線寺原駅以外の駅を利用し登下校することは禁止とする)
 - ・中央タウン内（住宅街）及び土手を通っての登下校は厳禁とする。但し、下校時バスの混雑等でバス乗車を諦め徒歩に切り換える場合のみ、バスのルートに沿って中央タウン内を通行することを認める。
 - ・複数人で登下校する際には、一般の方に配慮し、横並びせず道を譲ること。
- (4) 自転車通学について
 - ・自宅から学校まで自転車で通学する場合は、『自転車通学許可願』を提出すること。(年度ごとに申請すること。申請した自転車を変更する場合は、年度途中であっても再申請すること。)
 - ・自転車通学は、原則県内に限り、自宅から学校間が原則 2.5km～10km 程度の生徒を対象とする。但し、バス等他の代替通学手段がない生徒に限っては、自宅から学校間が 2.5km 未満の生徒についても認める。(県外在住の生徒については要相談)
 - ・自宅から学校間だけでなく、自宅から最寄りの駅までも含め、通学に自転車を使う生徒すべてを対象に、防犯登録、自転車損害賠償責任保険等への加入及びヘルメットの着用を義務づける。なお、ヘルメットは「財団法人製品安全協会(SG マーク)」が認定するものであること。
 - ・スポーツタイプの自転車（マウンテンバイクやクロスバイク及びドロップハンドルやピストタイプの自転車等）及び折り畳み式自転車は安全上の観点から禁止とする。
 - ・電動アシスト自転車は道路交通法上の基準に適合するものに限り認める。
 - ・運転中のスマホ操作・イヤホン着用、二人乗り運転、傘さし運転、無灯火運転、並走、その他の交通法規に反する行為は禁止する。

(5) バス・電車通学について

- ・バス・電車乗車に際しては、常に一般の方に配慮し、迷惑をかけないようにすること。特に、取手バスについては、一般の方を優先的に乗車させるよう配慮すること。
- ・車内は江戸取生だけではなくことを自覚し行動すること。また、駅・停留所での乗降については、お互い譲り合って、出入口を開けるようにすること。
- ・取手市内を巡回しているコミュニティバスに乗車することは原則禁止とする。

(6) 校内への車両乗り入れについて（保護者等）

- ・怪我等の理由で校内へ車両の乗り入れが必要な際は、許可を得ること。

(7) 登下校時の立ち寄りについては、以下を除いて原則禁止とする。

○店舗等

- ・物品・食品の購入目的にのみ認める。但し、路上や店舗内（レストラン・コンビニ等）、公共の交通機関内での飲食や食べ歩きは禁止とする。

○塾・予備校・習い事・通院等

○母校等

(8) その他禁止事項

- ・(2)で示した手段（公共交通機関・自家用車・徒歩・自転車）以外による通学
- ・自動二輪車、原動機付自転車等の免許取得及び運転・乗車
- ・自動車（四輪車）等の免許取得及び運転

7 携帯電話・ネット

- (1) 携帯電話を登下校中に所持する場合（校内に持ち込む場合）は、『携帯電話の取扱いに関する同意確認書』を提出すること。（年度ごとに申請すること。申請した携帯電話を変更する場合は、年度途中であっても再申請すること。）
- (2) 携帯電話については、校内(学校敷地内)では自己管理の上、原則使用禁止とする。電源をオフにし、自己責任で鍵付きロッカーに格納すること。但し、朝と放課後に限っては、公衆電話がある事務室前、職員室下において保護者等への連絡のために携帯電話で通話・メールをすることを認める。また、教員の許可を得て、教員の前で保護者等への連絡のために使用することを認める。
- (3) 校外における携帯電話の使用については社会通念上のルールを守り、周囲に迷惑をかけないよう心がけること。

8 諸届・願

- (1) 担任を通じて申請する諸届・願等（様式は本校ホームページよりダウンロード可）

- ・携帯電話の取扱いに関する同意確認書
※「7 携帯電話・ネット(1)」を参照
- ・自転車通学許可願
※「6 通学・登下校(4)」を参照
- ・異装許可願（やむを得ない理由により異装しなければならない場合）
※前もって現物や写真等を添えて担任等に確認すること。

- (2) 担任及び生徒指導部を通じて申請し、学校長の許可を受ける願等

- ・校内入校許可証
※「6 通学・登下校(6)」を参照
- ・アルバイト許可願（高等部生のみ）
※アルバイトは原則として禁止。家庭の事情を汲み、臨機応変に対応する。

9 その他

- (1) 在校時は校時表に従って活動すること。また、無断での外出・早退・欠課及び所定時刻以後の居残りを禁止する。
- (2) 校内における政治活動・宗教活動・学校から許可を得ていない商行為・本校に関係のない活動は禁止する。
- (3) 校内の文書・ポスターの掲示については事前に学校の許可を得ること。許可が得られた場合、原則指定スタンプ押印の上掲示すること。
- (4) 規定されている生徒心得において身体的・宗教的等の理由で不都合がある場合には、状況に応じて個別に対応を検討するので必ず申し出ること。